

原告 準備書面（１）

平成 21 年 11 月 6 日 提出

株式会社セントラルマーケット 答弁書 平成 21 年 11 月 2 日 提出に対する書面です。

静岡地方裁判所 御中

第 1 被告の答弁書中、「第 2 被告の請求の原因に対する否認」に対し、以下のとおり否認する。

1 第 2 1 被控訴人の主張を否認する。

被控訴人は、契約内容の事を語っているが、甲 2 は被控訴人が提示した契約内容。  
何度も同じ事を書かせるな。

被控訴人の手法は、電話営業で嘘を並べ立て契約を結ばせ、契約書の内容は電話での契約内容を一切載せないようにする。これは、広告主が通話内容を録音していない事を前提に仕組んである。

後日、電話での契約内容とあまりにも違っていると広告主との間に問題が発生するが、通話録音をしている企業は殆ど無く言った言わないの争いに持ち込んで行く（甲 27、28）

今回の様に、通話内容を録音されていた場合は、争点を逸らす為に見当違いな主張を繰り返し裁判の進行を妨害する。非常に悪質極まりない集団。

2 第 2 2 被控訴人の主張を否認する。

控訴人の契約は、「U-side のユーザーで、興味のある方を引き込む中からクリックって言うので入ってくる様な形で保障をさせて頂くので、2万クリック。」になっている。

何で、ポイント稼ぎ(お小遣い稼ぎ)のハイステージユーザーにクリックさせているのだ?

被控訴人は、控訴人にここまで解析されているとは思っていなかったのか?

控訴人の U-side 広告をクリックしているのは、U-side ユーザーでは無くハイステージユーザー。広告クリックの 99% 以上はハイステージユーザーが、ポイント(換金)目的でクリックしているのは解析結果や状況から検討が付いている。

甲 20 の左上部赤枠内に表示されている期間は、1 日 20 回前後が U-side ユーザーがクリックしていると思われる。乙 1 より。

しかし、左上部赤枠内に表示をされていない期間は、100% 近いレベルでハイステージユーザーからのクリックになっている事は検討が付いている。

これを証明するには、平成 21 年 10 月 16 日提出の文章提出命令書の申立書で請求を行った資料で、一目瞭然に判断できる事。

被控訴人は、控訴人に対して本来の争点を逸らそうとしていると記載しているが、いい加減見苦しい。

### 3 第 2 3 被控訴人の主張を否認する。

被控訴人は、『成果が無かった事が、あたかも被控訴人の責任であるかのような主張をしていることは明白であり』と被控訴人の悪質極まりない手法が晒されたにも関わらず、今なお白々と主張している。

成果を語る以前に甲 2 契約内容と、U-side が殆どユーザーの居ないサイトであり、それを隠す為にハイステージユーザーを使用して U-side 広告をクリックさせている行為は、契約内容を全く逸脱している。

被控訴人との契約は全くの悪意の虚偽説明によって結ばれたもの。

よって、民法第 704 条 悪意の受益者の返還義務等 及び 民法第 709 条 不法行為により広告料金の返還を求めている。

また、広告料金を過去返還した事例が無いと被控訴人は主張しているが、こんな悪質な企業に広告料金を返還させるのに、裁判を行えば、多大な時間と広告料金以上の労力や損失が発生するのは常識。

控訴人も本事件で勝訴敗訴関係無く、金額に換算すれば、広告料金の数倍の損失となる。

だが、被控訴人の様な企業を野放しにしておく事はできなかった為に、訴訟を行っている。

被控訴人を起訴したいと思っているが、費用対効果の面で断念している企業は、インターネット上で少し検索しても多数出る。その一例として甲第 34 号証を提出する。

## **裁判所に釈明権及び釈明処分行使を求める。**

### **被控訴人側へ事実の認否と釈明（再度の反論）及び証拠提出を求める。**

裁判所に釈明権及び釈明処分行使を求める理由及び被控訴人側へ事実の認否と釈明（再度の反論）、証拠提出等を求める理由。

平成21年10月16日 控訴の理由書を提出した。

しかし、被控訴人からの回答は、控訴人の主張、証拠に法的観点での反論ができない為に、

- ・ 争点を逸らそうとしていると漠然とした回答を繰り返すのみ。
- ・ 反論にもならない主張を相変らず繰り返すのみ。

被控訴人は、控訴人の技術見解や証拠に対して法的及び技術的反論、論破ができない為に、控訴人回答に対してはぐらかす回答を行い、裁判の進行を妨害していることが容易に想像できる。

裁判進行の中で、控訴人の主張及び証拠たる事実の確認、争点の確認、証拠の選択を行う。その結果、次の段階の審理過程見通しが明確にならないと無駄な時間を浪費するばかりである。

被控訴人の反論については、控訴人は被控訴人の悪質極まりないハイステージを使用した広告クリックを行っているなど解析済みであるにもかかわらず、被控訴人側から更に同じ見間違いな反論を繰り返されては、何の為に解析を行ってきたのかも分からない。

被控訴人は、常に矛盾だらけの一般論にもならない反論を終始し、本請求事件に関する事実問題を言及せずデータによる否認もしていない。このままであれば、「擬制自白である」との裁判所の判断を求める。裁判進行上の過程で重要な事実関係であるこの事実の被控訴人側の否認とその上立つ被控訴人側の再反論、釈明を求める。同時に、裁判所に釈明権及び釈明処分行使を求める。

## **事実関係の認否及び釈明、証拠提出を求める項目**

平成21年11月2日被控訴人提出の答弁書について、控訴人指摘に関する再反論及び釈明、証拠提出を求める。

なお、釈明権及び釈明処分行使を求める内容は、控訴人が平成21年10月16日提出した控訴の理由書中の前回釈明権及び釈明処分行使を請求していない、被控訴人に対する控訴の理由全てについてである。被控訴人が、3つの主張に纏めて来た為に、控訴人もその3つに対して今回行使を求める。

- 1 平成21年11月2日 被控訴人提出 答弁書第21で、被控訴人は、『本件の争点は、そもそも、契約内容について被控訴人が、履行したかどうか争点であり』と主張している。

契約内容で有る甲2の内容を、何時までも見て見ぬ振りするのは止める。

もし、甲2が契約内容に当たらないと主張するのなら、法的な観点から契約内容に当たらないと主張を行え。

被控訴人のハイステージユーザー（お小遣い稼ぎの目的）を使用した、U-side 広告のクリックは、甲2契約内容から逸脱しているのは明らか。

被告の主張は、一般論にも達してなく、控訴人の追及に対して法的及び論理的な主張や、データや証拠での立証ができないでいる。裁判の進行を妨げる為にはぐらかす回答をしている事は明白。

このままであれば、被控訴人が争うとは主張しているものの、控訴人の追及に対して言い逃れができない状態であると認め、被控訴人が甲2契約内容とU-side 実情は逸脱しているとの主張を法的に覆せないで居ると認める「擬制自白である」との裁判所の判断を求める。

2 平成21年11月2日 被控訴人提出 答弁書第22で、被控訴人は、『ハイステージはU-side とは正確の全く異なるサイトであり、契約内容についても全く異なる。したがって、本件とは全く無関係』と主張している。そこで、以下を問う。

- (1)被控訴人主張中、契約内容についても全く異なるがあるとあるが、どう言う意味か説明せよ。
- (2)U-side 広告を、クリックしているのは、お小遣い稼ぎのハイステージユーザーと言う事は把握している。

被控訴人は、U-side ユーザーは優良で売れない理由を被控訴人媒体にしてい事は明らかと、散々控訴人を愚弄してきた訳だが、この件について釈明してもらおう。

- (3)甲2内容と、ハイステージユーザーにU-side 広告をクリックさせているのは、契約内容が逸脱している訳だが、この点について釈明せよ。
- (4)被控訴人は、ハイステージに控訴人のU-side 広告を勝手に載せていたのだが、ハイステージユーザーがクリックした際のポイント換金は何処が支払っているのだ？  
控訴人は、ハイステージの事は一切聞いていないのだが？ 説明せよ。

- (5)ハイステージユーザーに、広告主は詐欺事業に
  - ・協力している。
  - ・グルなのか？

と大手掲示板に記載されているが、これはどう言う事だ？

控訴人の広告も勝手にハイステージに載せられている為、ハイステージユーザーに詐欺師呼ばわりされているのだが？ 釈明せよ。

- (6)被控訴人主張中の最後で、被控訴人が本来の争点をそらそうとするものであると記載あるが、被控訴人では無く、控訴人と記載したかったのだから？

そこで、問わせて頂くがU-side の優良なユーザーと散々主張しておきながら、実際に

は、殆どハイステージのお小遣い稼ぎに広告をクリックしに来るユーザーしかいないU-sideなのだが、この点については、どう釈明するのだ？

U-sideの優良なユーザーってどう言う意味で言っていたのか釈明せよ。

そして、どの様な点で控訴人が本来の争点を逸らそうとしているのか、具体的に説明を口頭弁論で行え。

(7) 被控訴人は、ハイステージを本事件とは全く無関係なサイトであり、と主張しているが、U-side 広告をクリックしているのは、ハイステージユーザーであり、ハイステージを運営しているのは、被控訴人なのだが？

今まで散々U-side は優良なユーザーが多数居る。控訴人の商品が売れない理由を媒体のせいにしてきているのは明白と愚弄してきている。

被控訴人は、U-side は優良なユーザー多数居て、広告をクリックしているのは、優良なU-sideユーザーと主張してきている。しかし、実情はU-sideユーザーなど殆ど居なく、お小遣い稼ぎで広告をクリックしているだけのハイステージユーザーなのだよ。

何が本事件とは全く無関係なサイトなのだ？ 広告クリックの99%位はハイステージユーザーだろ。法的にどう無関係なのか、口頭弁論で主張しろ。

被告の主張は、一般論にも達してなく、控訴人の追及に対して法的及び論理的な主張や、データや証拠での立証ができないでいる。裁判の進行を妨げる為にはぐらかす回答をしている事は明白。

ハイステージユーザーのお小遣い稼ぎ目的の広告クリックを利用した悪質極まりない手法が控訴人によって解明された事に対して反論ができない為に被控訴人が裁判の混乱を狙って話をはぐらかしているだけ。

このままであれば、被控訴人が争うとは主張しているものの、控訴人の追及に対して言い逃れができない状態であると認め、被控訴人が甲2契約内容とU-side実情は逸脱しているとの主張を法的に覆せないで居ると認める「擬制自白である」との裁判所の判断を求める。

3 平成21年11月2日 被控訴人提出 答弁書第23で、被控訴人は、『その成果の無かったことが、あたかも被控訴人の責任であるかのような主張であることは明白であり』と主張している。

甲2で被控訴人は、U-sideユーザーは優良だと説明をしている。しかし実情は、U-sideユーザーなど殆ど居なく、ハイステージユーザー(お小遣い稼ぎ)を使用した広告クリックである事は把握している。この事は、平成21年10月16日提出の文章提出命令書の申立書で請求を行った資料で、一目瞭然に判断できる事。

この事を踏まえて、被控訴人がどの様なつもりで『その成果の無かったことが、あたかも被控訴人の責任であるかのような主張であることは明白であり』と主張しているのか、その意図

を口頭弁論で説明してもらおう。

被控訴人の甲 2 説明内容と U-side 実情の隔たりは、悪質極まりない。それに対して被控訴人との契約は全くの悪意の虚偽説明によって結ばれたもの。

よって、民法第 704 条 悪意の受益者の返還義務等 及び 民法第 709 条 不法行為により広告料金の返還を求めている。

**この主張に対して争うならば、控訴人 1 3 項に対する具体的な法的正当性を示せ。**

被告の主張は、一般論にも達してなく、控訴人の追及に対して法的及び論理的な主張や、データや証拠での立証ができないでいる。裁判の進行を妨げる為に、はぐらかす回答をしている事は明白。

このままであれば、被控訴人が争うとは主張しているものの、被控訴人の正当性の主張となりうる法的根拠を示せずにいると控訴人の主張を認める「擬制自白である」との裁判所の判断を求める。

控訴の理由書に関する事実関係の釈明及び、証拠提出を求める

本準備書面 ( 1 ) 1、 2 ( (1) ~ (7) 含む )、 3 までの事実確認及び釈明、証拠提出を求める。

、 に関して釈明権及び釈明処分、民事訴訟法第 220 条により証拠提出の行使を求める。

証 拠 方 法

- 1 甲第 3 4 号証 被控訴人に対する起訴を、費用対効果で断念する企業は多数存在する広告料金返還訴訟を、費用対効果で考え、泣き寝入りする企業が殆どである。

以上